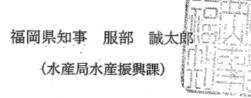
第22期第27回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年2月13日(火) 14:00~ 2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室 3 議 題 (1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問) 資料1 (2) 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画に ついて (諮問) 資料 2 (3) 山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書について(協議) 資料3 (4) しいら漬け漁業の調整に関する覚書について(協議) 資料4 (5) かます流しさし網漁業の許可方針について (協議) 資料5 (6) 海面利用協議会の結果について (報告) 資料6 (7) 小型定置網漁業の保護に係る委員会指示の改廃について (協議) 資料 7 (8) 定置網漁業の保護に係る委員会指示について (協議) 資料8 (9) 第22期第3回筑肥連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料 9 (10) その他

資料 1 - 1(22期27回筑前漁調委)(令和6年2月13日)

5 水第 1 7 1 6 号 令和 6 年 2 月 8 日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一 様



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道 府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲 可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「するめいか」及び「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」の令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量が示されたことを受け、「するめいか」及び「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)

水產振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即し、農林水産大臣から定められた都道府県 別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和6年4月1日より令和6管理年度が開始される「するめいか」及び「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理漁獲可能量を定めることについて、法第16条第2項の規定*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第 16 条第 2 項: 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定について】

- ・福岡県資源管理方針で、「するめいか」及び「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準を下記のとおりとしている。
- ○都道府県別漁獲可能量の知事管理区分への配分基準

するめいか:全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分

くろまぐろ (小型魚):全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分

くろまぐろ (大型魚): 全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分

- ・今回、対象魚種の令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量は下表のとおり示されたことから、福岡県資源管理方針に即し、「するめいか」及び「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」の令和6管理年度の知事管理漁獲可能量を下表のとおり設定することとしたい。
- 表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

此 点		都道府県別	知事管理漁獲可能量	
特定水産資源	令和 6 管理年度	漁獲可能量	知事管理区分	配分数量
ナスめいか	するめいか 4/1~3/31 現行水準		福岡県するめいか	担 /与小淮
9 0 0) (1/) 1			知事管理区分	現行水準
くろまぐろ	4/1~3/31	10.8トン	福岡県くろまぐろ	10.0 %
(小型魚)	4/1/03/31		(小型魚) 知事管理区分	10.8トン
くろまぐろ	4/1~3/31	7.9トン	福岡県くろまぐろ	7.9トン
(大型魚)	4/1/03/31	7.9 5	(大型魚) 知事管理区分	1.9 1.7

下線部:今回諮問事項

【別紙】

・資料 1-3 知事管理漁獲可能量に係る告示案

資料 1-4 都道府県別漁獲可能量に係る通知

資料 1-5 福岡県資源管理方針(抜粋)

告示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、するめいか及びくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)の令和6管理年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年3月 日

福岡県知事	服部	誠太郎
	ᄱᅜᄆᄓ	마사 사다

性字业辛次派	福岡県に定められた	知事管理区分に配分する数量		
特定水産資源	都道府県別漁獲可能量	知事管理区分	配分数量	
するめいか	現行水準	福岡県するめいか 知事管理区分	現行水準	
くろまぐろ (小型魚)	10.8 t	福岡県くろまぐろ (小型魚)知事管理区分	10.8 t	
くろまぐろ (大型魚)	7.9 t	福岡県くろまぐろ (大型魚)知事管理区分	7.9 t	

資料1-4 (22期27回筑前漁調委) (令和6年2月13日)

5 水管第 2553 号 令和5年12月21日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の 通知

くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(福岡県分)
くろまぐろ(小型魚)	10.8トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9トン

資料 1 - 5(22期27回筑前漁調委)(令和6年2月13日)

5 水管第 2896 号 令和 6 年 2 月 1 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分に係る意見照会

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法(昭和24年法律第267号)15条第4項の規定に基づき、貴職の意見を求めるので、令和6年2月7日(水)までに提出願います。

記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしてい る都道府県別漁獲 可能量(トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の 目安数量(トン)
すけとうだら			
太平洋系群			
すけとうだら			
日本海北部系群			
すけとうだら			
オホーツク海南部			
すけとうだら			
根室海峡			
するめいか	現行水準	0. 09%	50 トン未満

(注記) 基本シェアの算定期間(すけとうだらは令和2年から令和4年、するめいかは平成30年から令和2年)の平均漁獲実績が1トン未満であって、今後も漁獲が見込まれないと都道府県として判断する場合は、配分の対象としない。

(別紙1-3)

第1 特定水產資源

くろまぐろ (小型魚)

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域 別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(小型魚)知事管 理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを 基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 (別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
 - ① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業(日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)及びくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域 別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管 理区分に配分する。

第4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを 基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。 (別紙1-5)

第1 特定水産資源 するめいか

- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県するめいか知事管理区分
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。
 - ① 水域
 - ②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域
 - ② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを 採捕する漁業(大臣管理区分を除く。)
 - ③ 漁獲可能期間 周年
 - (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない 管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までと する。

- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこ ととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定 時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

資料2(22期27回筑前漁調委)(令和6年2月13日)

5 水 第 1 6 9 9 号 令 和 6 年 2 月 9 日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿 福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿 福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事 服部 誠太郎 (農林水産部水産局水産振興課)

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画について(諮問)

沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、標記 基本計画について下記のとおり諮問します。

記

別添水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(第8次栽培漁業基本計画)の制定について



水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画(案) (第8次福岡県栽培漁業基本計画)

本県は三方を豊かな海に囲まれ、内には国内有数の河川を有するなど水産業の基盤として大変恵まれた条件を有しており、それぞれの漁場で特色ある水産物が生産される一方で、水産資源の減少や魚価の低迷などにより漁業経営は厳しい状況にある。

このため、県では、令和4年3月に福岡県農林水産振興基本計画を策定し、漁場の 生産力を高め、漁獲の安定を図るため、漁場づくりや資源管理とともに、栽培漁業を 重要な施策に位置づけている。

栽培漁業は、水産動物の最も減耗の激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の持続的利用を図るものである。本県では、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会(以下「協会」という。)、市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等による確固たる協力体制のもと栽培漁業を推進している。

今後も栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき、令和8年度を目標年度として、本計画を策定する。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流において、地域の実情や海域特性を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模を確保するとともに、対象種の重点化、放流適地への集中化に取り組む。また、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し実施する。

一方、本県における種苗生産の中核的施設である栽培漁業センターの老朽化に伴い、種苗生産能力の低下が懸念されることから、施設の更新に向けた検討を行う。 また、放流に必要な種苗を適切に確保するため、他県の種苗生産施設などと連携 し、効率的な種苗生産体制の構築に取り組む。

(2) 種苗の育成の場の整備の推進

放流された種苗の育成場である藻場や干潟等の保全や回復を図るため、漁場の整備や漁港施設の有効活用、漁業者が取り組む植食性動物の除去などの活動を推進する。

(3) 広域種の種苗放流体制の構築

本県の区域を越えて回遊し漁獲されるクルマエビやトラフグ等の広域種については、関係機関が、その分布する海域の中で最も放流効果の高い適地への集中的な種苗放流や、受益に見合った費用負担を検討するなど、広域的な連携体制の構築に努める。

(4) 生物多様性の保全への配慮及び疾病等のまん延防除

国及び国立研究開発法人水産研究・教育機構が作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針に基づき、生物多様性の保全へ配慮し、ウィルス性疾病等の発生及びまん延の防除に努め、健全な種苗の放流に取り組む。

(5) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による健康の増進、 自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組む。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類本県における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は、次のとおりとする。

魚 類 トラフグ

甲殻類 クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ

貝類 クロアワビ、アサリ

棘皮類 アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

令和8年度において、本計画2で定めた水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の大きさは次のとおりとする。

· / · · · · · · ·	–	
水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
トラフグ	30 万尾	全 長70ミリメートル
クルマエビ	300 万尾	全 長30ミリメートル
ヨシエビ	500 万尾	全 長30ミリメートル
ガザミ	180 万尾	全甲幅10ミリメートル
クロアワビ	50 万個	殻 長30ミリメートル
アカウニ	25 万個	殻 径20ミリメートル
1	1	1

なお、アサリの目標数量は、技術開発の成果を踏まえ検討する。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

県は、本計画2で定めた水産動物のうち、経済効果が明らかな魚種については、必要に応じ、特定水産動物育成事業における育成水面制度を活用するよう努める。

- 5 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項
- (1)種苗生産の技術水準の目標

令和8年度において、栽培漁業センターの種苗生産の技術水準の目標は次のとおりとする。

水産動物の種類	1立方メートル当たりの	大きさ
	生産数量	
トラフグ	350 尾	全 長70ミリメートル
クルマエビ・ヨシエビ	7,500 尾	全 長15ミリメートル
ガザミ	1,500 尾	全甲幅5ミリメートル
クロアワビ	3,000 個	殻 長30ミリメートル
アカウニ	4,000 個	殻 径20ミリメートル

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、遺伝的多様性を備えた健全な種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発や、疾病等の発生及びまん延防止のための技術開発に取り組む。

さらに、対象種の放流適地や最適な放流サイズ等の把握に取り組むとともに、種苗生産や放流、さらには育成にかかる技術開発を一体的に行うよう努める。

また、近年、資源の減少が顕著なアサリなど二枚貝の増殖のための技術開発に取り組む。

(3) 種苗生産や放流にかかる技術の継承

県は、水産動物の種苗生産や中間育成、放流の実施状況を把握するとともに、栽培漁業を担う人材の計画的な確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(4) 遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱い

遺伝子を直接操作することや胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き行わない。また、栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから行わない。

(5) 技術開発水準の到達すべき段階

水産動物の	基準年における	目標年における	事業実施期段階に
種類	平均的技術開発段階	技術開発段階	到達した水産動物
			の技術的課題
トラフグ	E	F	_
クルマエビ	F	F	生産体制の効率化
			放流効果の向上
ヨシエビ	F	F	早期生産体制の検
			討
ガザミ	F	F	生産性の向上
クロアワビ	F	F	防疫対策
			生産性の向上
アサリ	С	D	_
アカウニ	F	F	生産性の向上

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。

A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。

B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。

C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で 最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量

を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、

経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分

を検討する。

F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

- 6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 栽培漁業の実施主体は、水産海洋技術センターや市町等と連携し、成育状況、分 布回遊状況、漁獲状況等の調査を実施し、水産動物の放流後の増殖効果の把握に努 める。
- 7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項 県や協会、市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業者等は、本県におけ る栽培漁業を効率的かつ効果的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める。 特に、協会は、計画的かつ安定的に種苗の生産や配布を行う等、本県の栽培漁業 の中心的な役割を担っており、今後もその役割を担う。

また、広域種の種苗放流体制の推進を図るため、県や協会等は、各海域栽培漁業推進協議会及び栽培漁業推進協議会全国連絡会議との連携を強化する。

第8次計画(案)の概要

• 根拠法令

沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)

沿岸漁場整備開発法施行令(昭和五十一年政令第五十一号)

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針(国策定)

・目的(法第七条の二)

<u>都道府県は</u>、その区域に属する水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号) 第六十条第五項第五号に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場の生産 力の増進に資するため、<u>海区漁業調整委員会の意見を聴いて</u>、政令で定めるところに より、<u>水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画</u>(以下 「基本計画」という。)を定めることができる。

•期間(施行令第二条)

都道府県は、法第七条の二第一項の基本計画を定める場合には、<u>おおむね五年を一期として</u>、当該都道府県の区域に属する水面における沿岸漁業に係る漁業事情及び当該水面の利用の状況並びにこれらに関するおおむね五年後の見通しに基づいて行うものとし、その変更は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。

国の方針は5年(令和4年~令和8年)

県の方針は3年(令和6年~令和8年)

・8次計画案の内容

第1 指針

- (1) 栽培漁業を漁獲管理と一体的に取り組んで推進する旨を明記。また、栽培漁業 センターの老朽化のため、施設の更新の検討を行う旨を明記。
- (2)種苗の育成場の整備について7次計画に引き続き記載。
- (3) 広域連携について7次計画に引き続き記載。
- (4) 生物多様性の保全への配慮について7次計画に引き続き記載。
- (5) 栽培漁業への理解醸成などを7次計画に引き続き記載。

第2 栽培漁業対象種

7次計画に引き続き、トラフグ、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロアワビ、アサリ、アカウニの7種。

第3 放流目標数值

直近の放流実績や各地域の実情等を踏まえ、目標値を修正。

トラフグ 50 万尾→ 30 万尾

クルマエビ 700 万尾→300 万尾

クロアワビ 60 万個→50 万個

第4 特定水産動物育成事業に関する項目 7次計画と同様に、事業を推進する旨の内容を記載。

第5 技術開発に関する項目

(1) 種苗生産技術水準

種苗放流サイズの大型化に伴い、以下のとおり変更。

トラフグ 全長 30 ミリメートル 2,000 尾/m³

→全長 70 ミリメートル 350 尾/m³

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

クルマエビ・ヨシエビ 全長 15 ミリメートル 10,000 尾 /m³ →全長 15 ミリメートル 7,500 尾 /m³

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

ガザミ 全甲幅 5 ミリメートル 3,000 尾/m³

→全甲幅5ミリメートル 1,500 尾/m³

健苗性を考慮し、以下のとおり変更。

クロアワビ 殻長 30 ミリメートル 5,000 個/m³

→ 設長 30 ミリメートル 3,000 個 / m³

- (2) 7次計画に引き続き、技術開発の推進に取り組む旨の内容を記載。
- (3) 7次計画に引き続き、種苗生産技術及び放流技術の承継に努める旨の内容を記載。
- (4) 7次計画に引き続き、遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱いについて記載。
- (5) 7次計画に引き続き、技術開発水準の到達すべき段階について記載。

第6 増殖効果の把握

7次計画に引き続き、栽培漁業実施主体が増殖効果の把握に努める旨の内容を記載。

第7 その他

栽培漁業関係者は、栽培漁業を効率的に推進していくため、相互に緊密な連携に努める旨の内容を記載。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本 方針

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針

高度経済成長の中、大規模な地域開発が進み、臨海工業地帯の造成や沿岸の都市化の進展により、漁場環境や水産動植物の生育環境が悪化した。その後、200 海里の設定による海外漁場からの撤退に伴い、沿岸域における漁業生産の確保が大きな課題となった。このため、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給増大に寄与することを目的に、沿岸漁場整備開発法が制定され、栽培漁業が沿岸漁業の振興政策として位置付けられるとともに、各都道府県に栽培漁業センターが整備された。その間、栽培漁業の技術は着実に進歩し、現在、沿岸漁業の対象となる多様な魚介類の種苗放流が行われている。その結果、栽培漁業は対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、対象種の生態解明や漁場環境の保全、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じ遊漁も含めた沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきた。これにより、資源の維持・増大に成功し、漁獲管理に移行しているものがある。一方で、十分な効果を上げるに至っていないものもあるとの指摘もある。

平成27年の「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の 策定後、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢 バランスのとれた漁業就労構造の確立を図るため、「水産政策の改革」に取り組むことが決定 された。水産改革の柱となる資源管理等については、平成30年12月に公布、令和2年12月 に施行した漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)による改正後の漁 業法(昭和24年法律第267号)や令和2年9月に策定した「新たな資源管理の推進に向けた ロードマップ」等に基づき、新たな資源管理システムの構築、生産性の向上に資する漁業許 可制度の見直し、海面利用制度の見直しなどが取り組まれてきた。

このような取組の中で、栽培漁業については、「水産政策の改革について」(平成30年6月1日改訂「農林水産業・地域の活力創造プラン(別紙8)」)において、新たな資源管理システムの下で資源管理上効果のあるものを見極めた上で重点化することとされ、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するものとされた。都道府県の区域を越えて回遊し漁獲される広域種と、放流した地先で漁獲される地先種のいずれにおいても、種苗放流の効果の検証と、その結果を踏まえた効果的な栽培漁業の推進がこれまで以上に求められているところである。

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、最大持続生産量(以下「MSY」という。)ベースの資源評価において、種苗放流の規模を変化させた場合に目標資源量の達成確率がどのように変化するか示されており、種苗の放流尾数の増減が資源量の増減に大きく影響する資源と、種苗放流の効果が必ずしも明瞭でない資源とがあることが明らかになっている。種苗放流が資源の維持・増大につながっているか、そもそも漁獲圧が過大でないかなどを科学的に検証しながら、資源管理の枠組みのもとで、資源の持続的な利用のために効果が期待できる魚種・系群に種苗放流の対象を絞り込むことが必要となっている。

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、それらを漁獲する沿岸漁業者の費用負担等による種苗放流が行われており、種苗放流による対象資源の維持・増大とともに、栽培漁業はこれらの漁業者の経営の安定に寄与している。一方、地域によっては環境の変化の影響等により漁獲量が減少している。種苗放流の効果検証を行うとともに、持続的な漁業生産を確保し地域の漁業振興を図るため、海洋環境の変化による漁場変動や魚種変化への対応の点で、効果が期待できる魚種を適地に放流することを徹底しながら、積極的かつ重点的に種苗放流を進めることが必要である。また、地先種の一部においては、隣り合う都道府県が連携することで種苗放流の効果が上がると期待される魚種もあることから、こうした魚種については都道府県間での連携・協働を促進・助長する枠組みが必要である。これらの取組を通じて、地先種の栽培漁業についてのモデルを作り、その横展開を図ることが重要と考えられる。

また、東日本大震災で壊滅的な被害を受けた東北地方太平洋側の種苗生産施設は復旧が完了し、種苗生産能力は震災前の水準まで回復した。今後は、種苗放流の効果の拡大・向上へ向けた取組を強化していく段階へ移行している。

一方、各都道府県等の種苗生産施設が全体的に老朽化し、種苗生産能力が低下しているほか、都道府県によっては、種苗生産に携わる技術者が高齢化する一方で後継者が育っていない状況も見られる。加えて、都道府県の財政状況の悪化、燃油の高騰、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等による漁業者の負担能力の低下等により種苗放流経費の確保が困難となっている状況も見られる。特に広域種については、全国を6つの海域に分けた海域栽培漁業推進協議会(以下「海域協議会」という。)において、関係都道府県が連携した種苗放流や費用負担のあり方等の検討が進められているところであり、今後、検討のさらなる深化が求められている。

このため、対象種の重点化、共同種苗生産体制の構築による効率的かつ効果的な種苗放流 の推進に向けた取組や、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放流技術の継承を着実に進め、 漁獲量の増大に向けて、より効果的な栽培漁業を推進することが重要と考えられる。

さらに、種苗放流にあたっては、生物多様性保全への配慮や、放流された種苗の育成の場の整備との連携、栽培漁業に関する国民への理解醸成の取組の強化が求められている。加えて、種苗放流の効果の検証にあたっては、遊漁による採捕を適切に見積もることが重要であり、このため遊漁関係者と連携した採捕量の把握等にも取り組む必要がある。

これらの課題に対応するため、水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)では栽培漁業について、地先種は「環境要因に適応した受益者負担を伴う種苗放流の継続を図る」とし、広域種は「資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源の維持が可能な魚種も出てきており、こうした魚種については、種苗放流による資源造成から適切な漁獲管理措置への移行を推進する」としている。

このような状況を踏まえ、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)、都道府県及びその機関、栽培漁業協会、海域協議会、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会(以下「豊かな海づくり協会」という。)、漁業者団体その他関係団体並びに漁業

者は、対象種の回遊範囲、技術開発水準の段階等に応じた適切な役割分担の下、今後の我が 国の社会経済的・自然的状況に見合った効果的な栽培漁業を実現するため、以下の取組を推 進する。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

(1) 漁獲管理との一体的な取組

水産資源は、新たに生まれ、成長することで増え、自然的な減耗に加えて漁獲により減少する。資源管理は、この基本的な性質を踏まえ、人為的な行為である漁獲をコントロールすることで資源を持続的に利用しようとするものである。

種苗放流は、人為的に種苗を放流し、天然で新たに生まれる資源に追加することで将来の親や漁獲量の増大に貢献しようとするものである。このため、後述の MSY ベースの資源評価結果や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査の結果を踏まえ、資源管理の枠組みの中で、必要に応じ、広域漁業調整委員会等において関係者の合意形成等を図りつつ、稚魚段階での漁獲の抑制や親魚の獲り残し等の漁獲管理との一体的かつ効率的な取組を行い、効果的な栽培漁業を推進する。

資源管理の前提となる資源評価においては、MSY の達成に向けて漁獲管理と種苗放流を組み合わせた資源評価に取り組むとともに、天然由来の加入量と放流由来の加入量の定量的な評価や、放流種苗の生残過程の把握、放流種苗による再生産や漁獲量の増加への貢献度の把握など、種苗放流の効果の評価と効果的な栽培漁業の実施の基礎となる知見の収集・公表に努める。

(2) 放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進

種苗放流を実施している魚種は、MSY ベースの資源評価を基に、都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果も踏まえて放流効果の検証を行う。MSY ベースの資源評価が行われていない魚種については、国が行う資源調査・評価や都道府県水産試験場等で行われている種苗放流効果把握調査等の結果に基づき、定量的な指標に基づく種苗放流の効果の検証に努める。種苗放流効果の検証結果を踏まえて、資源造成効果の高い種苗放流の対象種の検討を行うとともに、関係者で種苗放流効果の高い適地での放流方法を検討する。資源造成の目的を達成した魚種や放流量が減少しても資源が維持できている魚種は、種苗放流による資源造成から漁獲管理への移行を推進する。種苗放流効果の検証にあたっては、漁業者、加工業者、種苗放流実施団体等の幅広い関係者の意見を聴くこととする。なお、水産動物の種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し、尊重する。

(3) 地先種に係る継続的な実施体制の確立に向けた取組

放流した地先で漁獲されるウニ類、アワビ類、ハタ類等の地先種については、栽培漁業

の持続的な実施体制を確立するため、沿岸漁場整備開発法第7条の2第4項の「放流効果実証事業」の実施によって、種苗放流の効果の範囲及び程度を特定するよう努めるとともに、その結果を考慮し、継続的な栽培漁業の実施に向けて、適切な費用負担のあり方を検討する。また、必要に応じ、同条第2項第4号の「特定水産動物育成事業」における育成水面制度を活用するよう努める。

(4) 広域プランに基づく広域種の種苗放流の取組

都道府県の区域を越えて回遊し漁獲されるマダイ、ヒラメ等の広域種については、種苗放流を実施する場合には、その分布する海域の中で最も放流効果の高い放流適地に種苗を放流するとともに、都道府県の区域を越えて種苗放流に係る受益と費用負担の公平化に向けて取り組むことが重要である。このため、海域協議会において海域の特性等を考慮して策定された「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画」(以下「広域プラン」という。)に示された資源造成の目標、種苗生産尾数、放流尾数、放流適地等を勘案し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組む。また、広域プランにおいて資源評価結果を踏まえた放流数量等の種苗放流に関する目標を設定し、関係都道府県が種苗生産や放流等に取り組むとともに、近年の海洋環境の変化に伴う各魚種の分布・回遊域の変化を踏まえて、広域プランがより効果的な取組となるよう、特に適種、適地、適期、適した放流サイズでの種苗放流の実施の観点から検討を行うとともに、海域協議会等において、広域種の種苗放流に係る受益に見合った費用負担の公平化の実現に向けた検討を行う。

(5) 共同種苗生産体制の構築

近年、種苗生産施設の老朽化により種苗生産能力が低下してきていることを踏まえ、施設の計画的な改修及び更新に努めるとともに、資源回復や施設維持、受益者負担等に関し、将来の見通しが立ち、安定的な運営ができる施設については整備を推進する。単一の都道府県による種苗生産施設の運営が困難な場合、複数の都道府県での共同利用や養殖用種苗生産を行う多目的利用施設への移行を推進する。共同利用化した施設については、複数の地方公共団体による運営方式を検討する。各都道府県等の種苗生産施設における種苗生産コストも勘案し、低コストで生産能力の高い共同種苗生産体制の構築に取り組む。

また、共同種苗生産体制の構築に当たっては、疾病等による生産不調等のリスク管理に配慮する。

なお、効果的な栽培漁業の推進にあたっては、種苗生産施設等のハード面と種苗生産技術等のソフト面のバランスの取れた運営が不可欠である。このため、施設の改修や運営に当たってはICTの導入を図り、施設運営の省人・省力化とコストの削減を図る。

(6) 放流の効果の把握と生物多様性の保全への配慮

地区ごとの漁獲量調査や市場における放流魚の混入調査等により、漁業生産面におけ

る種苗放流の効果を把握するとともに、DNA 情報を用いて種苗生産に用いられた親魚と 漁獲物の親子関係を判別する技術を活用することにより、種苗放流の再生産への寄与を 検証し、放流計画に反映させる。また、種苗放流の実施に当たっては、天然の海域に大量 の人工種苗を放流することによる遺伝的な攪乱のリスクを低減するため、国及び機構が 作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な 指針」を種苗生産の現場へ普及するとともに、放流された種苗と在来魚種の間における 捕食ー被食関係や競争関係を通じた周辺の生態系への影響にも配慮し、生物多様性の保 全との両立に努める。

(7) 栽培漁業に関する国民の理解の醸成と普及

栽培漁業の国民への啓発及び普及に取り組む。特に、遊漁関係者と連携して遊漁における栽培漁業対象種の採捕量の情報収集の強化に努めるとともに、種苗放流の効果についての積極的な情報提供により、遊漁者や遊漁船業者等を含む幅広い関係者への栽培漁業に対する理解の醸成を図る。さらに、水産資源の動態の解明における栽培漁業が果たす学術的な貢献について、パンフレット等の資料の作成・配布を通じてわかりやすく示すことや、初等中等教育の現場との連携を通じて、水産資源の持続的な利用やそれを取り巻く水域環境の保全の重要性に対する理解の増進等に取り組む。

(8) 種苗放流と種苗の育成の場の整備との連携の推進

種苗放流の効果を高めるためにも、引き続き、放流された種苗の育成場である藻場、干 潟等の保全や回復のための漁場整備、水産生物の増殖や生育に配慮した漁港施設の整備 及び漁業者や地域住民等が取り組む海岸清掃等の活動と種苗放流の連携の推進に努める。

(9) 東日本大震災からの復興

東日本大震災により被害を受けた東北地方太平洋側において、復旧した種苗生産施設を活用し、震災後の沿岸生態系や水産資源の状況に合わせた効果的な栽培漁業の実施に取り組む。また、被災地における漁獲物の安定的な生産・供給に資するよう、他海域の種苗生産施設からの種苗の導入等により放流尾数を確保する。

(10) 主な栽培漁業対象種の漁獲動向の見通し

本基本方針に基づく取組の推進による、令和8年度における各栽培漁業対象種の漁獲量の見通しについては、各種・系群の資源評価結果に基づくものとする。

第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 栽培漁業の推進のための技術開発の推進

放流種苗の生残率の向上のために、種苗放流の対象種について、その系群ごとに放流 適地、生産コスト及び放流効果から見て最適な放流サイズ及び放流尾数の把握等に取り 組むとともに、種苗生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等の一連の技術開発を一体的に行うよう努める。また、消費者ニーズが高く、漁業者からの大量種苗生産技術の開発に対する要望が強い、新たな栽培漁業対象種の技術開発に取り組む。

種苗生産等における減耗を防止するための技術開発に取り組み、種苗生産及び中間育成の現場においては、減耗を未然に防止できるよう、開発された技術を活用して、適切な飼育管理の徹底に取り組む。

また、種苗生産技術の開発・改良にあたっては、積極的に ICT の導入に努め、作業の自動化や省人・省力化を図ることも重要である。

放流尾数や放流サイズ等の種苗放流の実態や漁獲物への放流種苗由来の個体の混獲状況の把握に努め、資源評価における種苗放流の効果を定量的に評価するとともに、効果的な栽培漁業のあり方の検討に資するよう調査の拡充や手法の高度化に努める。

(2) 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、栽培漁業を環境変化に 適応させながら実施していくため、新規栽培漁業対象種の探索や対象種の転換、種苗放 流手法の見直し等必要な技術開発に努める。また、近年、資源の減少が顕著な二枚貝の増 殖のための技術の開発に取り組む。これらを含め、栽培漁業に関する技術開発において は、対象種について、稚仔魚等の生理・生態、餌料、生息環境等の基礎的な知見の充実を 図る。

(3) 技術の維持と継承

栽培漁業の技術については、種苗生産や種苗放流が漁業者等によって実施されている 魚種を含め、種苗生産や中間育成、放流の実施状況等について情報を収集し、各種技術が 種苗生産現場等で適切に利用されるように努めるとともに、疾病等の問題を迅速に解決 できる体制の整備に取り組む。また、生産技術者が高齢化する一方で後継者が育ってい ない状況を踏まえ、関係都道府県間で連携し、計画的な人材確保と種苗生産技術及び放 流技術の継承に努める。さらに、種苗放流の実施が資源管理上有効であると認められた 魚種においては、漁獲管理への移行後、環境変動等により資源が急激に悪化した場合に 備え、種苗放流の再開も視野に入れた対応を行うためには技術の確保が重要であること から、既往技術の体系的なマニュアル化や普及・啓発、技術研修の機会を設ける等の取組 を進める。

(4) 栽培漁業技術の展開

これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産、疾病防除等の技術については養殖業に、標識技術や標識放流を活用した生息域の把握、生残率の推定等の技術については漁獲管理等に、それぞれ応用されるよう、その改良や普及を図るとともに、栽培漁業と他の水産分野で活用できる横断的な技術開発に努める。

(5) 遺伝子組換え生物等の取扱い

外来遺伝子の導入による品種の開発及び種苗放流については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。)等に基づいて適正に実施する。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であってカルタヘナ法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物及び胚の操作により開発された品種等であって遺伝子組換え技術及びゲノム編集技術を利用していないものについては、後世代の資源増大への寄与が明確ではないことから、種苗放流は行わない。

(6) 外来生物の導入

栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、 行わない。

(7)機構の役割

機構は、栽培漁業を推進するために必要な技術の開発に取り組み、必要に応じて都道 府県の試験研究機関等との共同研究を行うとともに、開発した技術の普及及び指導を行 う。また、疾病の発生等の技術的課題が発生した場合には、必要に応じ関係機関に対して 技術的な指導及び助言を行う。

第3 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する重要事項

(1)関係機関の連携

環境変化に対応しながら栽培漁業を効率的かつ計画的に推進するため、国は栽培漁業の基本方針を策定し、機構は栽培漁業に関する技術開発、主な栽培対象種の資源評価並びに指導及び助言を行い、豊かな海づくり協会は国や機構と連携を取りながら、都道府県間の連携及び調整、情報の収集及び提供等による栽培漁業の普及の促進を行う。これらにより、国、機構及び豊かな海づくり協会は、全体の方向付け、進行管理及び都道府県間の連携を推進するための調整を行う。また、都道府県は基本方針に調和した基本計画を策定するとともに、都道府県下の関係者と一体となって、種苗の生産、放流、育成、種苗放流効果の検証等を行い、効果的な栽培漁業を実施する。

(2) 都道府県栽培漁業協会等の連携体制の強化

栽培漁業を効率的に推進するため、豊かな海づくり協会を事務局とする海域栽培漁業 推進協議会全国連絡会議の下で、都道府県、都道府県の栽培漁業協会その他の栽培漁業 の推進団体は、栽培漁業の技術及び情報の交換、人材の交流等を推進する。また、資源評 価結果を踏まえ、遺伝的多様性をはじめとする生物多様性の保全に配慮しながら効率的 かつ効果的な栽培漁業の推進体制の構築に努めるとともに、各海域ごとに設置された海域協議会の下で種苗の生産、放流、育成、放流効果の検証等において連携を強化する。

(3) 基本方針の期間等

本基本方針の期間は、令和4年度から令和8年度までとする。

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 (第7次福岡県栽培漁業基本計画)

本県は三方を豊かな海に囲まれ、内には国内有数の河川を有するなど水産業の基盤として大変恵まれた条件を有しており、それぞれの漁場で特色ある水産物が生産される一方で、水産資源の減少や魚価の低迷などにより漁業経営は厳しい状況にある。

このため、県では、平成25年3月に福岡県水産振興基本計画を策定し、漁場の生産力を高め、漁獲の安定を図るため、漁場づくりや資源管理とともに、栽培漁業を重要な施策に位置づけている。

栽培漁業は、水産動物の最も減耗の激しい卵から幼稚仔の時期を人間の管理下において種苗を生産し、天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産動物の持続的利用を図るものである。本県では、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等による確固たる協力体制のもと栽培漁業を推進している。

今後も栽培漁業を一層計画的かつ効率的に推進するため、沿岸漁場整備開発法に基づき、平成33年度を目標年度として、本計画を策定する。

1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

種苗放流において、地域の実情や海域特性を踏まえ、漁獲量に有意な変化を見込める規模を確保するとともに、対象種の重点化、放流適地への集中化に取り組む。さらに、従来の一代回収型栽培漁業を発展させ、栽培漁業の対象となる水産動物の資源の維持・増大を図るため、成長した種苗を漁獲対象とするのみならず、その一部を獲り残すことによって親魚として再生産にも寄与する資源造成型栽培漁業の取組を推進する。

なお、種苗の放流及び育成に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮し実施する。

一方、本県における種苗生産の中核的施設である県栽培漁業センターの老朽化に 伴い、種苗生産能力の低下が懸念されることから、施設の計画的な補修及び更新に 努めるとともに、放流に必要な種苗を適切に確保するため、他県の種苗生産施設な どと連携し、効率的な種苗生産体制の構築に取り組む。

(2) 資源管理との連携強化や種苗の育成の場の整備の推進

資源造成型栽培漁業の実現のため、小型個体や産卵親魚の保護などの資源管理と種苗放流の一体的な取組を推進する。また、放流された種苗の育成場である藻場や干潟等の保全や回復を図るため、漁場の整備や漁港施設の有効活用、漁業者が取り組む植食性動物の除去などの活動を推進する。

(3) 広域種の種苗放流体制の構築

本県の区域を越えて回遊し漁獲されるクルマエビやトラフグ等の広域種については、関係機関が、その分布する海域の中で最も放流効果の高い適地への集中的な種苗放流や、受益に見合った費用負担を検討するなど、広域的な連携体制の構築に努める。

(4) 生物多様性の保全への配慮

国及び国立研究開発法人水産総合研究センターが作成した遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針に基づき、健全な種苗の放流に取り組むとともに、ウィルス性疾病等の発生及びまん延の防除に努める。

(5) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給の機能に加えて、水産物の供給による健康の増進、 自然環境の保全、地域社会の形成及び維持等の多面的な機能を有していることについて、県民への普及及び啓発に取り組む。

2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類 本県における種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物 の種類は、次のとおりとする。

魚 類 トラフグ

甲殻類 クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ

貝類 クロアワビ、アサリ

棘皮類 アカウニ

3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度において、本計画2で定めた水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び 放流時の大きさは次のとおりとする。

水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
トラフグ	50 万尾	全長 70 ミリメートル
クルマエビ	700 万尾	全長 30 ミリメートル
ヨシエビ	500 万尾	全長 30 ミリメートル
ガザミ	180 万尾	全甲幅 10 ミリメートル
クロアワビ	60 万個	殻長 30 ミリメートル
アカウニ	25 万個	殻長 20 ミリメートル

なお、アサリの目標数量は、技術開発の成果を踏まえ検討する。

4 特定水産動物育成事業に関する事項

県は、本計画2で定めた水産動物のうち、経済効果が明らかな魚種については、必要に応じ、特定水産物育成事業における育成水面制度を活用するよう努める。

- 5 水産動物の種苗生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項
 - (1)種苗生産の技術水準の目標

平成33年度において、栽培漁業センターの種苗生産の目標は次のとおりとする。

水産動物の種類	1立方メートル当た	大きさ
	りの生産数量	
トラフグ	2,000 尾	全 長30ミリメートル
クルマエビ・ヨシエビ	10,000 尾	全 長15ミリメートル
ガザミ	3,000 尾	全甲幅5ミリメートル
クロアワビ	5,000 個	殻 長30ミリメートル
アカウニ	4,000 個	殻 径20ミリメートル

(2) 効率的かつ効果的な栽培漁業の推進のための技術開発の推進

種苗放流の対象種について、遺伝的多様性を備えた健全な種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発や、疾病等の発生及びまん延防止のための技術開発に取り組む。

さらに、対象種の放流適地や最適な放流サイズ等の把握に取り組むとともに、種苗生産や放流、さらには育成にかかる技術開発を一体的に行うよう努める。

また、近年、資源の減少が顕著なアサリなど二枚貝の増殖のための技術開発に取り組む。

(3) 種苗生産や放流にかかる技術の承継

県は、水産動物の種苗生産や中間育成、放流の実施状況を把握するとともに、栽培漁業を担う人材の計画的な確保と種苗生産技術及び放流技術の継承に努める。

(4) 遺伝子組換え生物や外来生物等の取扱い

遺伝子を直接操作することや胚を操作することによる新たな品種の開発及び種苗放流については、水産庁長官の確認を得て行う試験的な取組を除き行わない。また、栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから行わない。

(5) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における	目標年における	事業実施期段階に到
	平均的技術開発	技術開発段階	達した魚種の技術的
	段階		課題
トラフグ	Е	F	_
クルマエビ	F	F	生産体制の効率化
			放流効果の向上
ヨシエビ	F	F	早期生産体制の検討
ガザミ	F	F	生産性の向上
クロアワビ	F	F	防疫対策
			生産性の向上
アサリ	С	D	_
アカウニ	F	F	生産性の向上

備考 上記の符号は、技術開発の段階を次のとおりの分類で表したものである。 A 新技術開発期 種苗生産の基礎技術開発を行う。 B 量産技術開発期 種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。

C 放流技術開発期 種苗量産技術の改良を行うとともに、放流効果を得る上で

最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D 事業化検討期 対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量

を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E 事業実証期 種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流効果を実証し、

経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分

を検討する。

F 事業実施期 持続的な栽培漁業が成立する。

6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項 栽培漁業の実施主体は、県水産海洋技術センターや市町等と連携し、成育状況、 分布回遊状況、漁獲状況等の調査を実施し、水産動物の放流後の増殖効果の把握に 努める。

7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項 県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会、市町、漁業協同組合、漁業者等 は、本県における栽培漁業を効率的かつ効果的に推進していくため、相互に緊密な 連携に努める。

とくに、公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会は、計画的かつ安定的に種苗の生産や配布を行う等、本県の栽培漁業の中心的な役割を担っており、今後もその役割を担う。

また、広域種の種苗放流体制の推進を図るため、県や公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会等は、各海域栽培漁業推進協議会及び栽培漁業推進協議会全国連絡会議との連携を強化する。

山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書(案)

山口、福岡両県の沖合海域におけるいかつり漁業の操業調整について覚書を交わし、両県いかつり漁業者の円滑な操業を図ろうとするものである。

1 目 的

この覚書は山口、福岡県における許可等の適用海域で操業するいかつり漁業者が、それぞれの漁業調整規則、委員会指示あるいは許可方針等の諸規制を遵守し、秩序ある操業を確立することを目的とする。

2 基線

この覚書に定める海域を表示する基線は、次のとおりとする。

(1) A 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒(日本測地系:北緯 34 度 2 分 26 秒、東経 130 度 48 分 5 秒)の点(旧第 2 灯浮標)と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、B線と交わる点(以下、「A点」という。)以東の線

(2) B 線

福岡県宮若市犬鳴山山頂と福岡県宗像市地ノ島西端とを結ぶ線の延長線のうち、A点以北の線

(3) C 線

北緯 34 度 2 分 37.7 秒、東経 130 度 47 分 56.5 秒の点(旧第 2 灯浮標)と福岡県宗像市沖ノ島東端とを結ぶ線のうち、A 点以西の線

(4) D 線

福岡県宗像市沖ノ島北端と長崎県対馬市長崎鼻とを結ぶ線のうち、E線と交わる点(以下、「B点」という。)以東の線

(5) E 線

次のイ、ロを結ぶ線の延長線のうちB点以北の線

- イ 長崎県対馬市対馬黒島灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の中間点
- ロ 長崎県対馬市舌埼灯台と福岡県宗像市沖ノ島灯台とを結ぶ線の中間点

3 許可等の適用海域

いかつり漁業の許可等にかかる両県知事の適用海域は、それぞれ次のとおりとする。ただし、 両県適用海域が重複する海域は共通海域とし、4の共通海域の取扱いに基づき処理するものと する。

(1) 山口県

A線、C線、D線及びE線の以東、以北の海域とする。ただし、福岡県宗像市沖ノ島の最大高潮時海岸線から3海里以内の海域を除く。

(2) 福岡県

A線及びB線の以西、以南の海域とする。

4 共通海域の取扱い

- (1)集魚灯に使用できる電球の総設備容量の上限は、45 キロワットとする。ただし、山口県 知事の許可を得た小型いかつり漁船がいかつり漁業の禁止区域(漁業の許可及び取締り等に 関する省令(昭和38年農林省令第5号)第23条別表第4のいか釣り漁業に係る禁止区域) 以外の海域で操業する場合は、この限りではない。
- (2)山口、福岡両県のいかつり漁船の光力差により操業上の問題が生じた際は、両県は船間距離等の具体的な対策について誠意をもって協議を行うものとする。
- (3) 取り締まりは両県で協調しながら行うものとし、その取り決めについては別途協議の上、 定めるものとする。

5 有効期間

令和6年4月1日 令和7年3月31日

この覚書の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

以上のとおり双方の意見の一致を見たので、本書2通を作成の上、両県でそれぞれ保有する。

令和6年2月16日

令和5年3月23日

山口県農林水産部水産振興課長 澁谷 賢司

秋本 恒基

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 上妻 智行

付 帯 事 項

令和6年2月16日

令和5年3月23日に締結された「山口、福岡両県いかつり漁業に関する覚書」4の共通海域の取扱い(3)に基づき、共通海域における漁業取り締まりに関する付帯事項として次のことを定める。

- 1 共通海域の取り締まりは、山口県及び福岡県が行う。
- 2 山口県及び福岡県の漁業者には、所属県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者は所属県 が処理する(事件引継を含む)。
- 3 山口、福岡以外の県の漁業者には、取り締まり県の漁業に関する関係法令を適用し、違反者 は取り締まり県が処理する。

ただし、山口、福岡いずれかの県の許可を受けた漁業者には、許可県の関係法令を適用し、 違反者は許可県が処理する(事件引継を含む)。

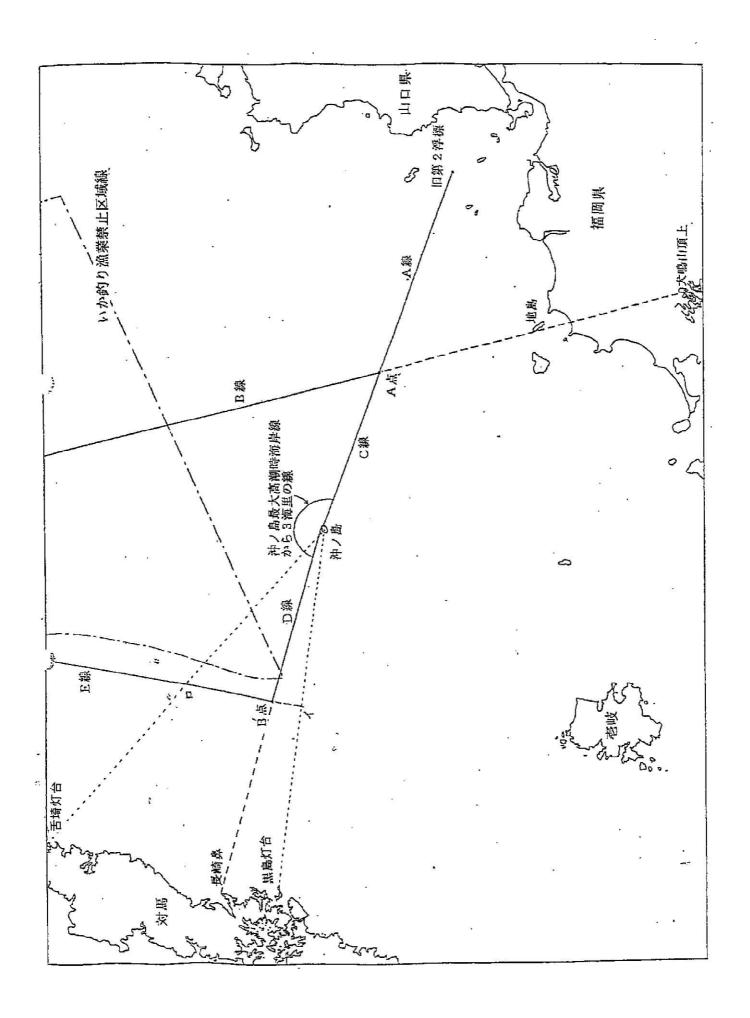
令和6年2月16日

令和5年3月23日

山口県農林水産部水産振興課長 澁谷 賢司

秋本 恒基

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 上妻 智行



しいら漬漁業の調整に関する覚書

山口・福岡両県におけるしいら漬漁業の調整については、昭和63年3月19日北九州市小倉で開催の響灘連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)において協議したが合意に至らず、委員会の両代表に一任された経緯を踏まえて下関市で両者が協議した結果、下記のとおり合意した。

댦

1 基線上(沖島山頂から見島北端を結んだ線)沖島東端から6マイル点の行使については、福岡・山口両県が原則として3ヶ年交代行使する。

(昭和63年から昭和65年の3ヶ年は福岡県、昭和66年から昭和68年までは山口県が行使する。)

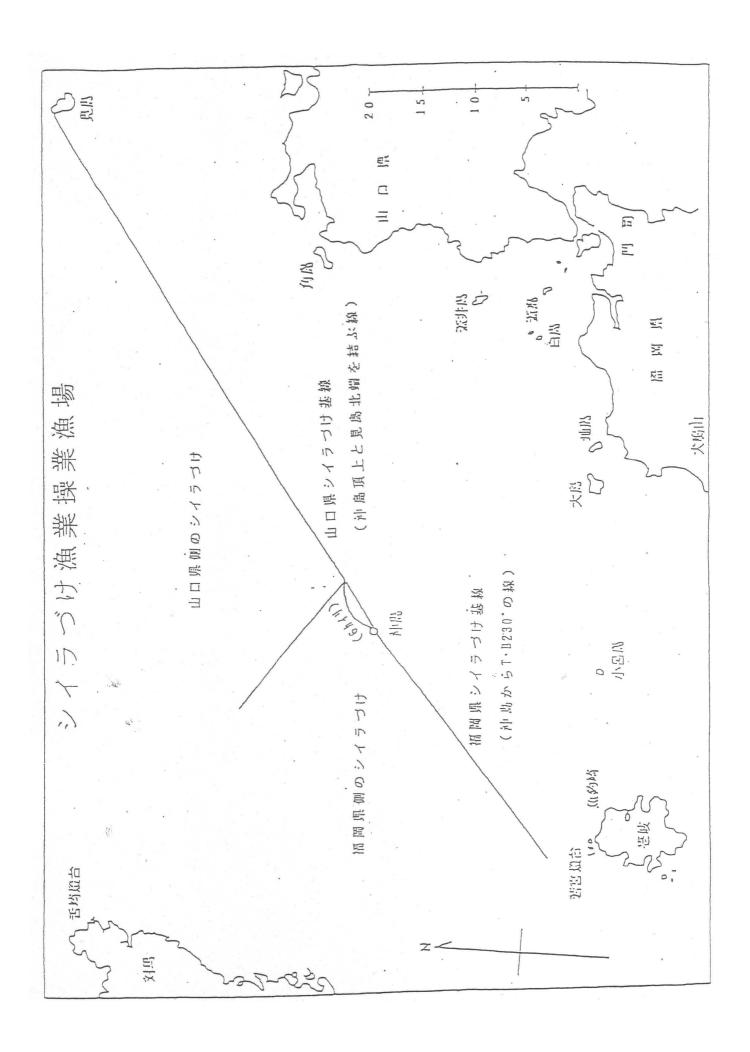
- 2 期間中に行使すべき県が行使しない場合は、委員会で協議の上、引き続き行使することができる。
- 3 隣接方位は、山口県の磁針方位NWとする。
- 4 行使については、委員会において毎年確認し合う。

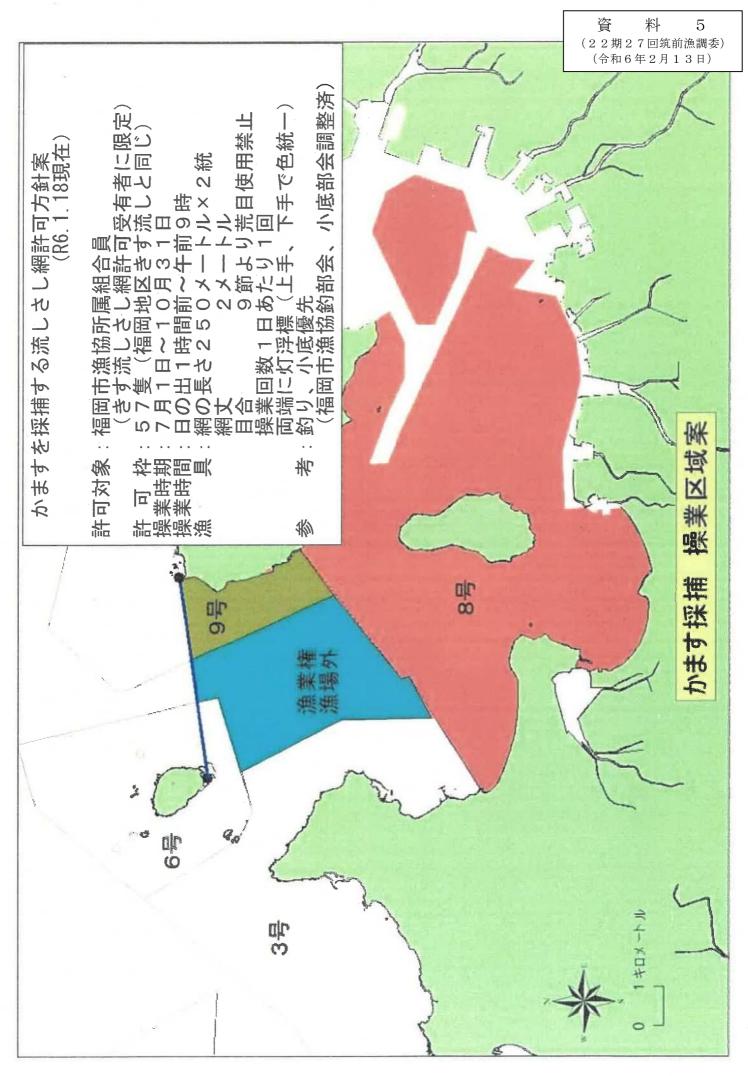
以上のとおり合意に達したので、この証として覚書4通を作成し、委員会の両代表が記名・押印の上、両者及び両県事務局が各1通保有するものとする。

昭和63年3月27日

響灘連合海区漁業調整委員会 山口県日本海海区漁業調整委員会代表 筑前海区漁業調整委員会代表







資料6(22期27回筑前漁調委)(令和6年2月13日)

公印省略

5漁管第1546号 令和6年1月25日

筑前海区漁業調整委員会 会 長 冨重 信一 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 (漁業調整係)

海面利用協議会の結果について (報告)

令和6年1月16日に令和5年度福岡県海面利用筑前地区協議会を開催いた しましたので、協議の結果について別紙のとおり報告します。

令和5年度福岡県海面利用筑前地区協議会(要旨)

- **1 開催日時** 令和6年1月16日(火) 14:00~15:00
- 2 出席者名 別紙のとおり
- 3 意見要旨
 - 1) 会長の選任

学識代表である濵田委員(元水産海洋技術センター長)が選任された。

2) 小型定置網の保護区域拡大について

(漁業者代表)

- ・指示(案)について特段意見なし。
- ・漁業者に対し、小型定置網の漁具や保護区域の標識を徹底するよう指導して ほしい。
- ・釣り具店、マリーナ、マリンショップなどにチラシを配布し、プレジャー、 サップ、カヌー、ゴムボートなどを使用する者に対しても周知を徹底して ほしい。
- ・看板を設置してもどこに看板があるかわからないと言われたらそれまで。 チラシ配布など地道な方法しかないと思う。

(游漁者代表)

- ・指示(案)について特段意見なし。
- ・定置網の位置がわからないので緯度経度値を公表も検討してほしい。
- ・チラシによる周知のほか、定置網の近くに看板設置も検討されたい。
- ・プレジャーの人は5年に1回の免許講習があるので、その際に周知する方法 もある。

(県)

- HPなどを活用し、釣具店などの関係機関に対し周知を徹底する。
- 漁協から定置網の緯度経度値を提供いただければHP上で公表することは可能。
- ・予算の関係もあるので看板設置はすぐに対応できないが、引き続き検討。
- ・漁協や釣具店など関係機関に対し周知の協力を依頼する。

3) 定置網の保護区域設定について

(漁業者代表)

- ・指示(案)について特段意見なし。
- ・新規事業のため、漁協からも漁業者に対し標識設置の徹底を指導している。
- ・釣具店やマリーナなどに周知を徹底してほしい。

(游漁者代表)

- ・指示(案)について特段意見なし。
- ・県がチラシを作成すれば、自団体への加盟者に周知は可能。

(県)

・HPなどを活用し、釣具店などの関係機関に対し周知を徹底する。

令和5年度福岡県海面利用筑前地区協議会議事次第

開催日時 令和6年1月16日(火) 14:00~

開催場所 福岡県庁北棟4階漁業調整委員会室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 委員紹介
- 4 協 議

議題

- (1)会長の選任(資料1)
- (2) 小型定置網の保護区域拡大について(資料2)
- (3) 定置網の保護区域設定について(資料3)

福岡県海面利用協議会・地区協議会設置要綱

平成23年4月5日制定

(目的)

- 第1条 海面における漁業と遊漁、及び海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び 調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図ることを目的として、福岡県海面利用 協議会(以下「県協議会」という。)を設置する。
- 2 前項の目的のため、地区毎に必要があると認められる課題がある場合には、その 地区(以下「該当地区」という。)に福岡県海面利用地区協議会(以下「地区協議 会」という)を設置する。

(協議会の業務)

- 第2条 県協議会の業務は次のとおりとする。
- (1)漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの海面利用調整に関する事項について 調査、検討を行うこと。
- (2) 各海区漁業調整委員会(以下「海区漁業調整委員会」という。)からの求めに 応じて、広域的な海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に 関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3)前各号に定める事項のほか、海面における漁業と遊漁との調整に関する事項その他海面における遊漁に関する事項について、海区漁業調整委員会に意見を述べること(ただし、地区協議会が該当地区の所属する海区漁業調整委員会に意見を述べる場合はこの限りでない。)。
- 2 地区協議会の業務は次のとおりとする。
- (1) 該当地区の海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (2) 海区漁業調整委員会からの求めに応じて、地域限定的な海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について調査、検討を行うこと。
- (3)該当地区の海面における漁業と遊漁、海洋性レクリエーションとの調整に関する事項について、県協議会または、当該地区の所属する海区漁業調整委員会に意見を述べること。

(組 織)

- 第3条 県協議会は、次に掲げる職にある者の中から知事が選任した委員をもって組織する。
- (1) 県内の漁業協同組合連合会代表理事会長
- (2) 原則として、県内に住所を有する遊漁関係団体の代表者
- (3) 原則として、県内に住所を有する海洋性レクリエーション関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有すると認められる者
- (5) その他知事が必要と認める者
- 2 地区協議会は、地区の課題に応じるため次に掲げる職にある者の中から知事が選任した委員をもって構成する。
- (1)該当地区内における漁業協同組合の代表理事組合長(支所長理事、地区代表理事を含む)または漁業者代表
- (2)原則として、該当地区内に住所を有する遊漁関係団体の代表者
- (3) 原則として、該当地区内に住所を有する海洋性レクリエーション関係団体の代表者
- (4) 学識経験を有すると認められる者
- (5) その他知事が必要と認める者
- 3 それぞれの委員の定数は、予算の範囲内で、知事が別に定める。
- 4 県協議会及び地区協議会(以下これらをあわせて「協議会」という。) に、それ ぞれ会長を置く。
- 5 それぞれの会長は、第1項(4)及び第2項(4)に該当する委員の中から互選 する。
- 6 知事は、特別の事由があるときは、委員を解任することができる。

(任期)

第4条 それぞれの委員の任期は、委嘱の日の属する年度限りとする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会は、必要に応じて知事が招集する。
 - 2 協議会の会議は、会長が議長を務めるものとする。
 - 3 会議の傍聴は、その運営に支障のある場合を除き、これを妨げない。
 - 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委 員が会議における会長の職務を代行する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福岡県農林水産部水産局漁業管理課に置く。

(雑則)

第7条 協議会は、その会議を経て、その職務の遂行に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は平成23年4月5日から施行する。

議題(2)小型定置網の保護区域拡大について

1. 筑前海区の定置網の種類について

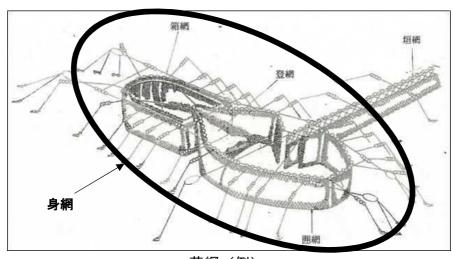
福岡県筑前海区の例

種類	網を設置する水深	制度上の分類*	操業水域	細分類
小刑中罢纲	水深27メートル	共同漁業権	筑前海区沿岸	落網
小型定置網 	以浅	許可漁業	巩刖海色冶序	ます網 等
中睪纲	水深27メートル	定置漁業権	小呂島地先	应 建纲
定置網 	以深	│	(R6春以降)	底建網

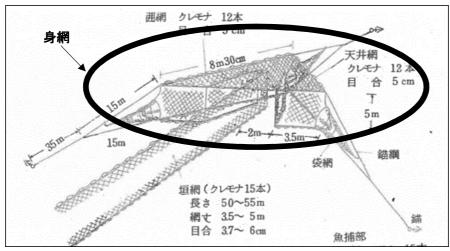
※共同漁業権:知事が免許し、漁協に所属する組合員が操業

許可漁業:知事が許可し、漁業者個人もしくは漁協自らが操業

定置漁業権:知事が免許し、漁業者団体が操業



落網 (例)



落網以外(ます網)(例)

2. 小型定置網の保護区域設定の経過

昭和27年 委員会指示※

以下の漁業の周辺は、下記の範囲において他の漁業を操業してはならない。

落網 身網の周辺 100メートル 垣網の前面 500メートル 桝網その他 身網の周辺 50メートル 垣網の前面 100メートル

昭和32年 委員会指示

ごち網漁業、(略)は姫島漁協の経営にかかる「ぶり落網漁業」保護のため、次の区域内で操業してはならない。

落網の前面 1,000 メートル

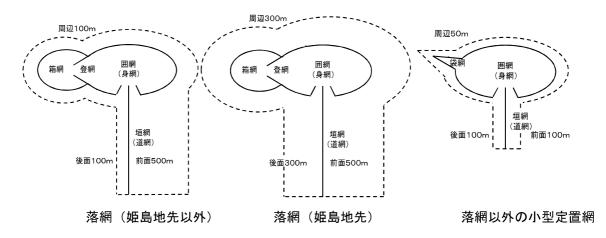
落網の後面 500 メートル

沖合 500 メートル

平成 11 年 委員会指示 (指示期間:3年)

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、 当該小型定置網漁業によるものをのぞき、水産動植物を採捕してはならない。

- (1) 落網(登網を持つ小型定置網)
- (2) 落網以外の小型定置網



平成11年の委員会指示の内容を検討する際、海面利用協議会と協議。

平成11年以降、3~5年毎に同じ内容で委員会指示を更新

現行の委員会指示は上記と同じ内容 指示期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

※委員会指示は別紙2-1を参照

3. 近年の小型定置網の状況

・ 近年、マリンレジャーの多様化や道具の改良により、「落網以外の小型 定置網」周辺で水産動植物の採捕事案が多発。

令和5年度の事例(資料2-2、2-3参照)

- ・ 小型定置網の近くで釣り (一般からの通報)
- ・ 小型定置網とプレジャーボートが接触し、プロペラにより、網 を破損
- ・ ゴムボートを使用し、小型定置網の近くで場所で釣り (漁業者 が現認し、口頭注意)
- ・ 保護区域外からルアーを投げて小型定置網の周辺にて釣りを し、アンカーロープを破損。
- ・ ゴムボートと垣網をつないで釣り行為。
- ・ 沿岸漁業と遊漁の円満な関係構築及び双方の漁具被害の抑制を図るため、「落網以外の小型定置網」の保護区域拡大、水産動植物の採捕行為を制限検討中。

委員会指示改正案

		改正案		現行		
	落網	落網	落網以外	落網	落網	落網以外
	(姫島以外)	(姫島)	冷啊以外	(姫島以外)	(姫島)	浴前以外
身網周辺	100 m	300 m	<u>100 m</u>	100 m	300 m	<u>50 m</u>
垣網 (前面)	500 m	500 m	<u>200 m</u>	500 m	500 m	<u>100 m</u>
垣網 (後面)	100 m	300 m	<u>200 m</u>	100 m	300 m	<u>100 m</u>
	水産動植物の採捕(採捕行為含					
制限内容	む)禁止(漁業権者、許可漁業者			水産動	植物の採捕	禁止
	<u>の同意が</u>	ある場合を	<u>除く。)</u>			

※ 「落網」の身網、垣網の規制範囲は現行のまま 指示発出時期 令和6年春~夏頃

県の対応(案)

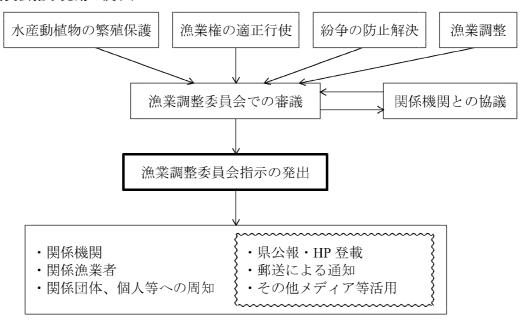
- ・小型定置網マップ(資料2-4)や指示内容をHPに掲示。
- ・ 釣り具店、マリーナなど関係機関に周知依頼 (チラシ配布)。
- ・漁協に対し、小型定置漁具への標識を指導、保護区域目印設置を要請。
- ・悪質な場合は取締対応。

海区漁業調整委員会指示について

(漁業法120条第1項)

海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権 又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調 整のために必要があるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する 制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

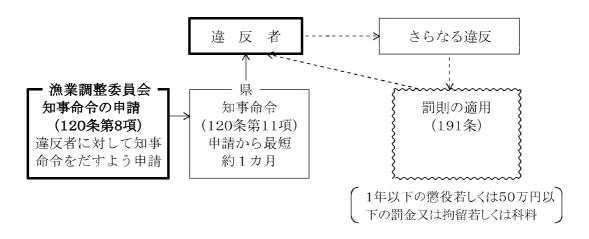
(委員会指示発動の流れ)



(委員会指示違反に対する手続きの流れ)

委員会指示違反に対する直接の罰則はなく、違反者に対して知事命令を出すことによって、この命令に従わず、再度、違反した場合に、罰則が適用される。

漁業調整委員会は、違反者に対し県が知事命令を出すよう申請することができる。



小型定置網周辺の釣りとのトラブル

					作成者		
発生日時		令和5年5月9日午前11時頃					
報告者	氏名 一般人か	ら匿名の通	報	船名	不明		
定置網の 種類	ます網 大謀	網 - 落線	何 • 〈	小型定置網	\supset		
発生場所	津屋崎漁港 京泊側		所有定置)			北緯 東経	
釣りの船舶 の種類	漁船(〇釣りなし)	乗船人数	隻	人	船名· 番号		
	遊漁船(FO有)	乘船人数	隻	Y	船名· 番号		
	遊漁船(FO無)	乗船人数	隻	,	船名· 番号		
	プレジャー	乗船人数	1隻	,	船名・ 番号	不明	
	その他(ゴムボート等)	乗船人数	隻	,	船名· 番号		
釣りの種類	(さびき、浮流し等) 引っ掛け釣り?			目的魚種		水イカ?	

トラブルの内容

(報告者が釣りをした者に対し、どのように発言したか。それに対し釣りをした者がどのような対応をとったか 等) 一般人から現地より漁協へ電話での連絡有り。

定置網から10m程度の場所で釣りをしているとのこと。

定置網所有者の組合員へ連絡を行ったが、繁忙期の為、都合がつかず、

現地調査は実施出来なかった

発生場所 (写真、図を用いて発生した小型定置網の規模(定置網の位置、道網、袋網等の形状)とつりの位置) 別紙可

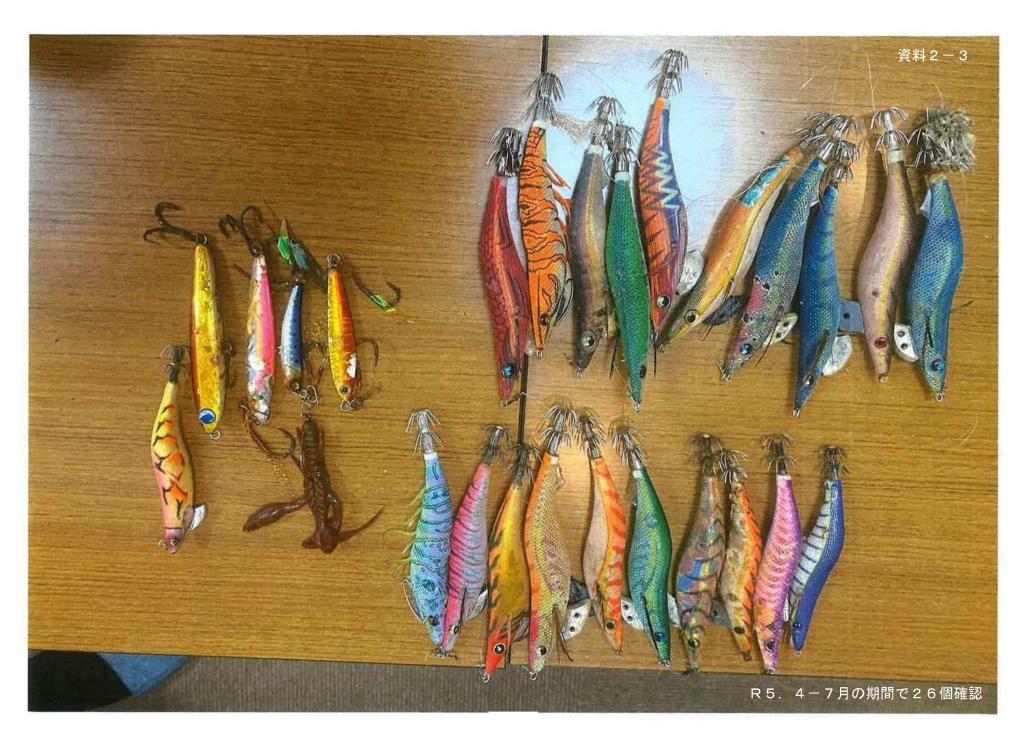
定置網より10m程度の場所。

		小型	定置網	割辺の針	的りとの	トラブノ	L		
		i i				作成者		VIEW SECTION	
発生日時			令	和5年6月4	日午後118	寺30分頃			
報告者	氏名				船名				
定置網の 種類	ます網	ます網 ・ 大謀網 ・ 落網 ・ 小型定置網							
発生場所	津屋崎漁	港 京泊側		所有定置)			北緯 東経		
	漁船(〇	釣りなし)	乗船人数	隻	人	船名· 番号			
	遊漁船(FO有)	乗船人数	隻	人	船名· 番号			
釣りの船舶 の種類	遊漁船(FO無)	乗船人数	隻	人	船名· 番号			
	プレジャ	\geq	乗船人数	1隻	3人	船名· 番号	不明		
	その他(ゴ	ムボート等)	乗船人数	隻	人	船名· 番号			
釣りの種類	(さびき、浮流し等) 引っ掛け釣り? 的りの種類 目的魚種 水イカ?								
トラブルの内容									
(報告者が釣	りをした者に	対し、どの。	ように発言し	たか。それに	対し釣りを	した者がど	のような対応をと	ったか、等)	
別紙の救難	所報告の道	重り							
その後、6/5	午後2時頃	、組合員2	名+職員14	ろで定置網	の応急処置	置、現地写	真撮影を行う。		

発生場所 (写真、図を用いて発生した小型定置網の規模(定置網の位置、道網、袋網等の形状)とつりの位置) 別紙可

定置網にて

	1	小型	定直網	問辺の領	的りとの	りトラフ	ル		
						作成者			
発生日時				令和5年6	月5日午餐	长2時頃			
報告者	氏名				船名		n.		
定置網の 種類	ます網	· 大謀	網・落	網・〇	小型定置	網			
発生場所	津屋崎漁	巷 京泊側		所有定置)			北緯 東経		
	漁船(〇	釣りなし)	乗船人数	隻	ر .	船名 番号	•		
	遊漁船(FO有)	乗船人数	隻	, ,	船名 番号	•		
釣りの船舶 の種類	遊漁船(FO無)	乗船人数	隻	J	船名 番号	•		
	プレジャ		乗船人数	隻	ر	船名 番号	不明		
	その他(ゴ	ムポート等)	乗船人数	1隻	ر1 ,	船名 番号	•		
釣りの種類	(さびき、浮流 引っ掛け釣り・				目的魚科		水イカ	1?	
トラブルの戌	容								
(報告者が釣	りをした者に	! :対し、どの。	ように発言し	たか。それに	二対し釣り	をした者がと	このような対応	むをとったか	等)
6/4事故の理	見場応急処	置·現場摄	影の為にと	出港したとこ	ろ、ゴム	ボートで釣	りをするー	殺人に遭遇	lo.
漁業者より口	コ頭にて注	意を行う。							
発生場所	(写真、図を	用いて発生	した小型定	置網の規模	定置網の	位置、道網、	. 袋網等の形	状)とつりの	位置)
別紙可 定置網より1	0m程度の	場所。							















議題(3)定置網の保護区域設定について

- ・ 令和5年9月1日付で、福岡市西区小呂島周辺に定置漁業権*を免許。 ※水深27メートル以深に網を設置
- ・ 定置漁業権は福岡県内では初の事例。漁具はR6春以降に設置見込み。
- ・ 小呂島では燃油高騰による漁業経営への影響や若年者の都市部への流出が大きな課題となっているが、定置網により小呂島の産業振興、若年者雇用の創出・維持が期待される。
- ・ 一方、定置漁業権に係る定置漁業には小型定置網のような保護区域が設定されていないため、漁具周辺での他種漁業もしくは遊漁とのトラブルを懸念。
- ・ これらのトラブルのほか双方の漁具被害の抑制を図るため、定置網漁業においても保護区域を設定し、水産動植物の採捕行為を制限することを検討中。

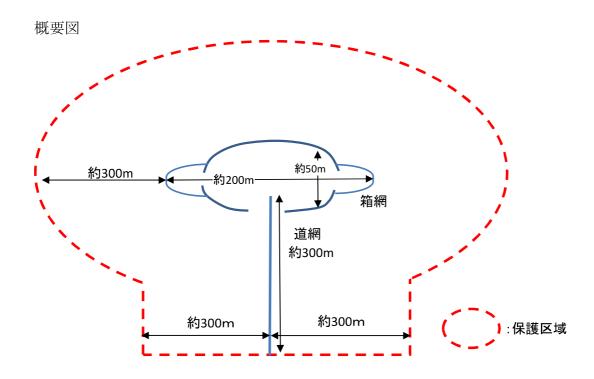
委員会指示案 (別紙概要図参照)

	委員会指示案
身網周辺	3 0 0 m
垣網 (前面)	3 0 0 m
垣網 (後面)	3 0 0 m
制限内容	水産動植物の採捕
	(採捕行為含む)禁止
	(漁業権者の同意があ
	る場合除く)

指示発出時期 令和6年春~夏頃

県の対応(案)

- ・定置網の位置や指示内容をHPに掲示。
- ・ 釣り具店、マリーナなど関係機関に周知依頼 (チラシ配布)。
- ・漁業権者に対し、定置漁具への標識を指導、保護区域目印設置を要請。
- ・悪質な場合は取締対応。



定置漁業権連絡図



※赤枠内に設置される定置網の周辺における水産動植物の採捕規制。 赤枠内全体に採捕規制をかけるものではない。

小型定置網の保護区域拡大に係る委員会指示の改廃について

漁業管理課

【定置網の制度上の分類】

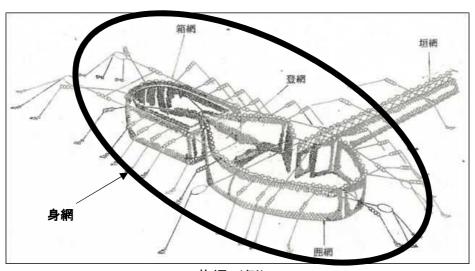
福岡県筑前海区の例

種類	網を設置する水深	制度上の分類*	操業水域	細分類
小刑党署纲	水深27メートル	共同漁業権	华 前海区沙岩	落網
小型定置網	未満	許可漁業	筑前海区沿岸 	ます網 等
宁 罢 纲	水深27メートル	定置漁業権	小呂島地先	应 建纲
定置網	以上	│	(R6春以降)	底建網

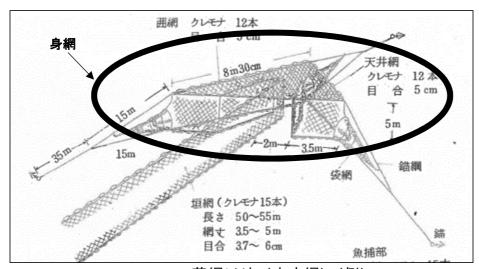
※共同漁業権:知事が免許し、漁協に所属する組合員が操業

許 可 漁 業:知事が許可し、漁業者個人もしくは漁協自らが操業

定置漁業権:知事が免許し、漁業者団体が操業



落網 (例)



落網以外(ます網)(例)

【委員会指示の経過】

昭和27年 小型定置網周辺において漁業禁止

昭和32年 姫島の落網の保護区域を拡大

平成11年 「漁業禁止」を「水産動植物の採捕禁止」と改正

以降、3~5年毎に同様の内容で指示発出

令和4年4月1日 小型定置網の保護区域指示発動(指示第200号)

(令和9年3月31日まで有効)

令和5年9月6日 福岡県漁連が漁調委及び県に対し、「落網以外の小型定

置網」の保護区域拡大の要望書を提出

9月~ 関係漁業者聞き取り

令和6年1月16日 福岡県海面利用筑前地区協議会開催

【落網以外の小型定置網周辺の状況 (令和5年度)】

- ・ 小型定置網の近くで釣り (一般からの通報)
- ・ 小型定置網とプレジャーボートが接触し、プロペラにより、網を破損。
- ・ ゴムボートを使用し、小型定置網の近くの場所で釣り。(漁業者が現認 し、口頭注意)
- 小型定置網の保護区域外からルアーを投げて、アンカーロープを破損。
- ゴムボートと垣網をつないで釣り行為。
- 4-7月の期間で 26 個のルアーが網やロープに引っかかる。

【令和5年度海面利用筑前地区協議会での意見】

○ 県からの案(下線部が改正案)

		改正案			現行	
	落網 (姫島以外)	落網 (姫島)	落網以外	落網 (姫島以外)	落網 (姫島)	落網以外
身網周辺	100 m	300 m	<u>100 m</u>	100 m	300 m	<u>50 m</u>
垣網 (前面)	500 m	500 m	<u>200 m</u>	500 m	500 m	<u>100 m</u>
垣網 (後面)	100 m	300 m	<u>200 m</u>	100 m	300 m	<u>100 m</u>
制限内容	水産動植物の採捕(採捕行為含 む)禁止(漁業権者、許可漁業 者の同意がある場合を除く。)			水産動材	直物の採捕	禁止

- ・指示内容について特段意見なし。
- ・周知を徹底するよう要請あり。

【指示発出に係る手続き】

- ・指示第200号は令和9年3月31日まで有効
- ・指示第200号を廃止する文言を付記したうえで、改正案の内容での指示 発出を協議。(別紙案参照)

【指示発出に係る県の対応(案)】

- ・定置網マップや指示内容をHPに掲示。
- ・ 釣り具店、マリーナなど関係機関に周知依頼 (チラシ配布)。
- ・漁協に対し、定置漁具への標識を指導、保護区域目印設置を要請。
- ・悪質な場合は取締対応。

【今後のスケジュール(案)】

令和6年2月 指示発出について協議

3月 パブリックコメント

4月 漁調委にパブリックコメントの内容を報告

4月~5月末 周知文配布 (関係機関への周知期間)

6月1日 指示発動

筑前海区漁業調整委員会指示第200号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前 海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただ し、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限り ではない。

令和3年11月26日

筑前海区漁業調整委員会会長 冨重 信一

指示の適用海域 筑前海区海域

2 指示の内容

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、 当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕してはならない。

(1) 落網(登網を持つ小型定置網)

垣網(道網)の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網(姫島地先)については、垣網(道網)の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

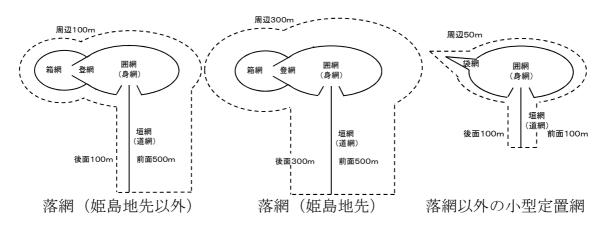
(2) 落網以外の小型定置網

垣網(道網)の前面100メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺50メートル。

3 指示期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域(参考)



筑前海区漁業調整委員会指示第 号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前 海区における小型定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただ し、試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限り ではない。

なお、令和3年11月26日付け筑前海区漁業調整委員会指示第200号は、 令和6年5月31日をもって廃止する。

令和 年 月 日

筑前海区漁業調整委員会会長 冨重 信一

- 1 指示の適用海域 筑前海区海域
- 2 指示の内容

次の(1)及び(2)で示した小型定置網漁業の操業保護区域においては、 当該小型定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕<u>(採捕行為を含む)</u> してはならない。<u>ただし、漁業権者及び許可漁業者の同意がある場合を除く。</u>

(1) 落網(登網を持つ小型定置網)

垣網(道網)の前面500メートル及び後面100メートル並びにその他の網部分の周辺100メートル。ただし、姫島漁港東防波堤から北東800メートルの海面に設置される落網(姫島地先)については、垣網(道網)の前面500メートル及び後面300メートル並びにその他の網部分の周辺300メートル。

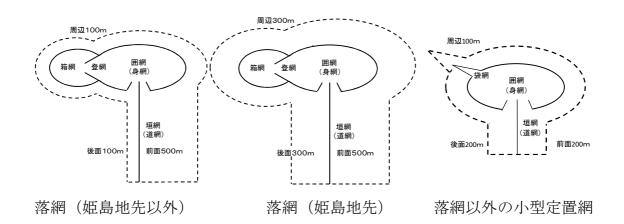
(2) 落網以外の小型定置網

垣網 (道網) の前面 200 メートル及び後面 200 メートル並びにその他の網部分の周辺 100 メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで

小型定置網漁業の操業保護区域 (参考)

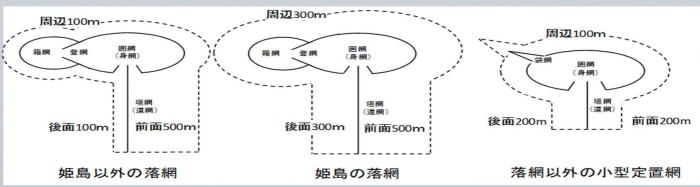


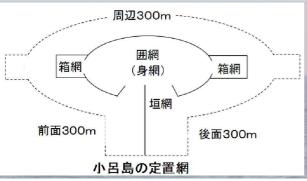
定置網周辺での釣りは禁止です。

筑前海区漁業調整委員会指示により、以下の定置網周辺内では、

釣り等による水産動植物の採捕が禁止されています。

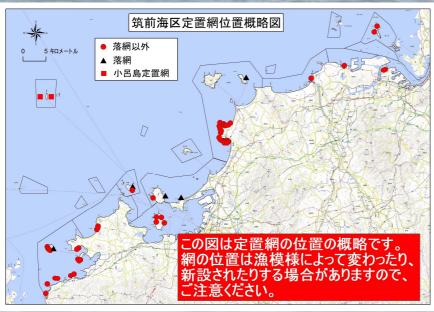
違反した場合、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることがあります。





※落網以外の小型定置網については令和6年5月31日までは 周辺50m、前面後面100m以内での水産動植物採捕が禁止です。 令和6年6月1日以降、上図のとおりとなります。

より詳細な定置網の位置はこちらから↓↓↓↓↓↓↓



このほかの遊漁のルールはこちらから↓↓↓↓↓↓↓

(お問い合わせ先)

福岡県庁 農林水産部 水産局 漁業管理課

TEL 092-643-3556

(22期27回巩削漁調妥 (令和6年2月13日)

定置網の保護区域設定に係る委員会指示について

漁業管理課

【経過】

※R5以前まで福岡県海域では水深27m以深に網を設置する定置漁業権の実績なし。

令和5年8月30日 福岡市漁協が漁調委及び県に対し、定置網の保護区域設

定の要望書を提出

令和5年9月1日 小呂島地先に定置漁業権免許

(漁業権者:小呂島定置網組合)

(漁業種類:底建網漁業)

9月~ 関係漁業者聞き取り

令和6年1月16日福岡県海面利用筑前地区協議会開催

【令和5年度海面利用筑前地区協議会での意見】

県からの案

	委員会指示案
身網周辺	3 0 0 m
垣網 (前面)	3 0 0 m
垣網 (後面)	3 0 0 m
制限内容	水産動植物の採捕(採捕行為含む)禁止
	(漁業権者の同意がある場合除く)

- ・指示内容について特段意見なし。
- ・周知を徹底するよう要請あり。

【指示発出に係る県の対応】

- ・定置網マップや指示内容をHPに掲示。
- ・釣り具店、マリーナなど関係機関に周知依頼 (チラシ配布)。
- ・漁協に対し、定置漁具への標識を指導、保護区域目印設置を要請。
- 悪質な場合は取締対応。

【今後のスケジュール】

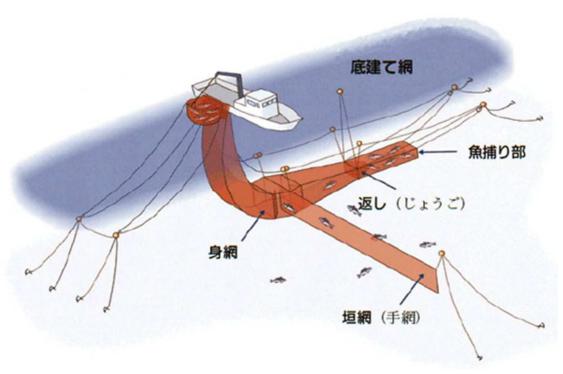
令和6年2月 委員会指示について協議

3月 パブリックコメント

4月 漁調委にパブリックコメントの内容を報告

4月~5月末 周知文配布、関係機関への周知期間

6月1日 指示発動



底建網イメージ図

(出典:漁業生物図鑑「新 北のさかなたち」)

筑前海区漁業調整委員会指示第 号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、筑前 海区における定置網漁業の操業を保護するため、次のとおり指示する。ただし、 試験研究機関等が調査研究のために水産動植物を採捕する場合は、この限りで はない。

令和 年 月 日

筑前海区漁業調整委員会会長 冨重 信一

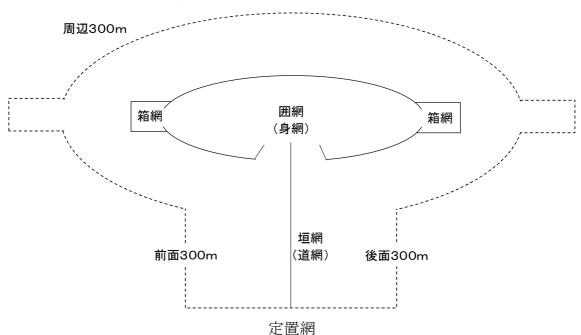
- 指示の適用海域 筑前海区海域
- 2 指示の内容

定置漁業権漁場内に設置される定置網(小型定置網を除く。)においては、 次に示す範囲を保護区域とし、当該定置網漁業によるものを除き、水産動植物を採捕(採捕行為を含む)してはならない。ただし、漁業権者の同意がある場合を除く。

垣網(道網)の前面及び後面並びにその他の網部分の周辺300メートル。

3 指示期間

令和6年6月1日から令和11年5月31日まで



定置網漁業の操業保護区域 (参考)

第22期第3回筑肥連合海区漁業調整委員会

日時:令和6年2月8日(木)15:00~

場所:福岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室

(福岡市博多区東公園7番7号)

次 第

1 開 会

2 議 題

(1)会長の選出について(協議)

資料1 (3~4頁)

(2)副会長の選出について(協議)

資料1 (3~4頁)

- (3) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について(協議) 資料 2 (5~11 頁)
- (4) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船 (5トン以上) の操業について (協議) 資料 3 (12 頁)
- (5) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について(協議) 資料 4 (13~17 頁)
- (6) 第39回筑肥漁場協議会について(報告)

資料 5(18~21 頁)

- (7) その他
- 3 閉 会

第22期第3回 筑肥連合海区漁業調整委員会出席者名簿

日時:令和6年2月8日(木) 15:00~

場所:福岡県福岡市博多区東公園7番7号

福	岡県庁北棟4階 漁業調整委員会室
水産庁九州漁業調整事務所	
調整課長 髙 安	治
課付 工 藤	尊 世
福岡県	佐賀県
筑前海区漁業調整委員会委員	松浦海区漁業調整委員会委員
会 長 冨 重 信 一	会 長 川 嵜 和 正
板 谷 正 信	池田宏子
井上博	荒卷信弘
上 田 直 子	坂本安則
太田耕平	梅崎博昭
	坂 口 正 人
福岡県農林水産部漁業管理課	佐賀県農林水産部水産課
漁業調整係長 上 田 拓	漁業調整担当係長 寺 田 雅 彦
技術主査 俵積田貴彦	玄海水産振興センター
	船舶運航・調査取締担当
	主査 森山立崇
福岡県海区漁業調整委員会事務局	佐賀県海区漁業調整委員会事務局
事務局長 佐野二郎	事務局長 江 口 泰 蔵
技術主査 吉田幹英	主任主査 川 﨑 明 弘
主任主事 山田菜美子	